

長崎大学工学部同窓会会則

第1条 本会は、長崎大学工学部同窓会と称する。

第2条 本会は、会員相互の親睦及び長崎大学工学部（以下「工学部」という。）の隆盛を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するための名簿の発行その他適切な事業を行う。

第4条 本会の会員には正会員と特別会員がある。工学部各コース（旧学科を含む）の卒業生および修了生を正会員とする。工学部の現教職員及び退職教職員は特別会員とする。

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長（会計担当）1人
- (3) 副会長（名簿・会報担当）1人
- (4) 幹事 コース同窓会より各2人

ただし、幹事には各コース同窓会長を含む。また副会長を出しているコースの幹事は1人とする。

第6条 会長は、役員会で選任する。会長は副会長を指名し、役員会の承認を得る。原則として、会長は長崎大学教職員以外から、副会長は長崎大学教職員から選任する。

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 本会に名誉会長を置く。

2 工学部長をもって名誉会長とする。

第9条 本会に役員会を置く。

2 役員会は、会長、副会長及び幹事をもって構成し、会長が招集する。

3 役員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 役員を選任に関する事項
- (2) 会則の改廃に関する事項
- (3) その他本会に必要な事項

第10条 役員会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

第11条 役員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

第12条 役員会において、必要と認めるときは、総会を開くことができる。

2 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決する。

第13条 本会に、支部を置くことができる。

第14条 本会の事務所は、工学部内に置く。

附則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。